

奨励金交付の対象となる労働者

期間満了および非自発的理由による離職者を雇用されたら・・・



雇用した月の翌月から6ヶ月以内に（下表参照）

受給資格申請

受給資格決定申請書(1部)と、  
必要となる添付書類を提出してください。



受給資格決定通知書が届いたら、雇用した翌月から起算して  
6ヵ月(第1期)の経過後10日以内に(下表参照)

交付申請  
(第1期分)

交付申請書と、第1期における対象労働者の勤務日数を証明  
するものを提出してください。

※交付金額確定後、請求手続きをしていただきます。



雇用した翌月から起算して12ヵ月(第2期)の経過後10日以内に  
(下表参照)

交付申請  
(第2期分)

交付申請書と、第2期における対象労働者の勤務日数を証明  
するものを提出してください。

※交付金額確定後、請求手続きをしていただきます。

対象労働者を 雇用した月	受給資格申請書 の提出期限	交付申請書 (第1期分) の提出期限	交付申請書 (第2期分) の提出期限
平成23年4月	平成23年10月末日	平成23年11月10日	平成24年5月10日
平成23年5月	平成23年11月末日	平成23年12月9日	平成24年6月8日
平成23年6月	平成23年12月末日	平成24年1月10日	平成24年7月10日
平成23年7月	平成24年1月末日	平成24年2月10日	平成24年8月10日
平成23年8月	平成24年2月末日	平成24年3月9日	平成24年9月10日
平成23年9月	平成24年3月末日	平成24年4月10日	平成24年10月10日
平成23年10月	平成24年4月末日	平成24年5月10日	平成24年11月9日
平成23年11月	平成24年5月末日	平成24年6月8日	平成24年12月10日
平成23年12月	平成24年6月末日	平成24年7月10日	平成25年1月10日
平成24年1月	平成24年7月末日	平成24年8月10日	平成25年2月8日
平成24年2月	平成24年8月末日	平成24年9月10日	平成25年3月8日
平成24年3月	平成24年9月末日	平成24年10月10日	平成25年4月10日